

送りつけ商法

代金払う義務なし

(2016年9月20日掲載原稿)

注文した覚えがない商品を、事業者があたかも商品購入の申し込みを受けていたかのような電話をかけて消費者を誤認させ、商品を購入させる「送りつけ商法」の相談が増加しています。

【事例】知らない業者から「注文を受けた健康食品を送付する」と電話があった。心当たりがないと伝えると、「先週末に電話で注文を受けている」というので、「注文していないので届いたら警察に届ける」というと「届けてかまわない」と強い口調で言われた。後日、代金引換配達で商品が届いたが、どうすればよいか。

注文していない商品が届いた、または断ったにもかかわらず一方的に商品が送られてきた場合、代金を支払う義務も商品を受け取る必要もありません。もし、代金を支払ってしまうと、承諾の意思表示をしたとみなされ契約が成立したことになるので注意しましょう。

また、業者の勧誘を断り切れずに購入を承諾したり、返事があいまいであったり、記憶に自信がないなどの場合は、当該契約を特定商取引法に定める電話勧誘販売と考えて、契約書を受け取った日から8日間はクーリングオフができます。

このような時は、配送伝票に書かれている業者名や連絡先などを控えたうえで宅配業者に受け取り拒否をすることを伝え商品を引き取ってもらい、クーリングオフ通知を出しましょう。

契約書面がない場合やクーリングオフを妨害された時は、契約から8日間が過ぎてもクーリングオフが可能ですので、消費生活センターに相談してください。

いったん支払った代金の返金を事業者に求めることは容易ではありません。商品を注文した時は家族にどこから、何が届くのかを伝えて、「誰が送付を依頼したのか分からない荷物は受け取らない」というルールを作っておくとよいでしょう。